平成２５年（フ）第１３７号
佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲953番地、住民票上の住所佐賀県嬉野市塩田町大字大草野甲946番地
破産者　山口　園子
1　決定年月日　平成26年10月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第６６６号
札幌市西区山の手２条７丁目３番26号　ホワイトパーク山の手302号
破産者　藤巻　俊幸
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０５号
札幌市厚別区厚別中央１条５丁目５番１―202号
破産者　相沢　和利
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６４号
群馬県邑楽郡大泉町朝日３丁目13番10号　スカイハイツＣ棟203号、前住所群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1321番地の１　太陽の家
破産者　内田　広之
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第２２４４号
愛知県豊明市新田町前原１番地　ナビライフ豊明マンションⅡ番館Ａ棟502号
破産者　浦野　健一
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８４２号
大阪市阿倍野区文の里３丁目７番28号
破産者　山縣　俊之
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８４３号
大阪市阿倍野区文の里３丁目７番28号
破産者　山縣　尚代
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０９４号
大阪市東住吉区桑津４丁目９番11号　パナ・ドルチェ301号
破産者　大橋　康広
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１２３号
大阪市東淀川区淡路３丁目14番８号　ピーチテラス西原５階
破産者　原口　政明
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３９１４号
神戸市北区藤原台中町６丁目12番17号
破産者　藤原　秀尚
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５９６号
大阪府吹田市泉町５丁目９番36―206号
破産者　田中　淳治
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８１４号
和歌山県東牟婁郡串本町有田688―１、住民票上の住所大阪府藤井寺市林１丁目６番10号
破産者　中川　　徹
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２０２号
大阪府四條畷市美田町13番10号、前住所堺市南区美木多上1995番地９
破産者　明利　裕二
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６００３号
大阪府吹田市垂水町１丁目28番39号　ペガサスハイム１階102号室
破産者　森本工務店こと森本浩仁こと　森本　良輝
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５号
神戸市須磨区北落合１丁目４番48号　農住Ｅ―206号
破産者　森　　優子
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６０号
神戸市北区花山東町３番26―803号
破産者　井上　啓之
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２６３号
福岡県久留米市上津町1811番地１　アヴェニール四番館201号、開始決定時の住所福岡県久留米市六ツ門町７番地24　ライオンズ六ツ門サンリヤンタワー1609号
破産者　茅島　祥史
1　決定年月日　平成26年10月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部